

第86号（令和3年11月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【健康福祉局地域支援課】 3

【告示】

- △ 横浜市人事行政の運営等の状況の公表【総務局人事課】 4
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 5
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 6
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 7
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 8
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 9

【公告】

- △ 行政不服審査法に基づく公示送達【総務局法制課】 10
- △ 大分都市計画事業横尾土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】 11
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 12
- △ 同 【経済局商業振興課】 15
- △ 計画段階配慮書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 17
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 18
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】 19
- △ 同 【環境創造局水・土壤環境課】 20
- △ 同 【環境創造局水・土壤環境課】 21
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 22
- △ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】 23
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 24
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 25
- △ 排水設備指定工事店の指定の効力の停止の解除【環境創造局管路保全課】 26
- △ 建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築企画課】 27
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 28
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 29
- △ 同 【建築局調整区域課】 30
- △ 同 【建築局調整区域課】 31
- △ 同 【建築局調整区域課】 32
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34

△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	35
△	同【建築局建築指導課】	36
△	同【建築局建築指導課】	37
△	同【建築局建築指導課】	38
△	同【建築局建築指導課】	39
△	地域まちづくり組織の認定【都市整備局地域まちづくり課】	40
△	地域まちづくりルールの認定及び建築等の範囲【都市整備局地域まちづくり課】	41
△	市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	42
△	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	43
	[交通局]	
△	横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程【経営管理課】	44
	[教育委員会]	
△	公印の改刻及び廃止【総務課】	47
	[区選挙管理委員会]	
△	委員の氏名【南区】	48
△	同【港南区】	49
△	同【保土ヶ谷区】	50
△	同【旭区】	51
△	同【瀬谷区】	52
△	委員長等の氏名【南区】	53
△	同【港南区】	54
△	同【保土ヶ谷区】	55
△	同【旭区】	56
△	同【瀬谷区】	57
	[正誤]	58

規 則

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年11月25日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第65号

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例（令和2年7月横浜市条例第28号）附則第1項ただし書に規定する改正規定（横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）別表第2の2の改正規定（横浜市本郷地区センター及び横浜市本郷台駅前地域ケアプラザに係る部分に限る。）並びに横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）別表第1、別表第3及び別表第4の改正規定（これらの改正規定中横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ又は横浜市本郷地区センターに係る部分に限る。）に限る。）は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 630 号

横 浜 市 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 58 条 の 2 及 び 横 浜 市 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表 に 関 す る 条 例 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 2 号 ） 第 6 条 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 人 事 行 政 の 運 営 状 況 及 び 人 事 委 員 会 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 631 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年11月1日	横浜弘明寺メンタルクリニック	南区大橋町3丁目67番地の1	病院又は診療所
同	ベスリ TMS 横浜 病院	中区桜木町1丁目101番地の1	同
同	ニックあおば薬局	青葉区鉄町57番地の1	薬局
同	癒しの森薬局	港南区港南台五丁目15番15号	同
同	ココカラファイン薬局 鴨井駅前店	緑区鴨居一丁目9番8号	同
同	あおぞら薬局	西区中央一丁目28番13号	同
同	スリーアイ薬局 弘明寺店	南区大橋町3丁目67番地の1	同
同	薬局 マツモトキヨシ 杉田駅前店	磯子区杉田一丁目16番11号	同
同	ことぶき薬局 戸部店	西区西前町2丁目46番	同
同	訪問看護リハビリステーション 戸塚	戸塚区矢部町29番地	訪問看護
同	訪問看護リハビリステーション 翼	泉区中田東三丁目18番4号	同
同	横浜市福祉サービス協会 訪問看護ステーション なか	中区扇町2丁目5番地の15	同

横浜市告示第 632 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年11月1日	港南台メンタルクリニック	港南区港南台四丁目3番9号	病院又は診療所
同	医療法人社団伍光会川崎北部在宅診療所	青葉区美しが丘西三丁目64番地の13	同
同	室屋井上薬局	西区戸部町4丁目144番地	薬局
同	ハックドラッグ瀬谷駅北口薬局	瀬谷区中央3番地の10	同
同	田辺薬局 横浜奈良店	青葉区奈良町1,566番地の215	同
同	パル・センター北薬局	都筑区中川中央一丁目29番24号	同
同	みねさわ薬局	保土ヶ谷区峰沢町105番地の72	同
同	高田ファミリー薬局	港北区高田東三丁目10番6号	同
同	上郷四季薬局	栄区野七里一丁目12番17号	同
同	妙蓮寺訪問看護ステーション	港北区仲手原二丁目2番10号	訪問看護
同	鶴見区医師会矢向訪問看護ステーション	鶴見区矢向二丁目13番5号	同
同	ユーマー緑区訪問看護センター	緑区霧が丘六丁目17番地の13	同

横浜市告示第 633 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	戸塚区上倉田町の一部	令和3年 11月25日
分流式	港南区笹下五丁目の一部 保土ヶ谷区上菅田町及び東川島町の各一部 旭区白根六丁目及び南本宿町の各一部 港北区岸根町、小机町及び篠原町の各一部 戸塚区上柏尾町及び俣野町の各一部 栄区小菅ヶ谷二丁目の一部 泉区和泉町、岡津町、上飯田町及び下飯田町の各一部	

横浜市告示第 634 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	保土ヶ谷区上菅田町及び東川島町の各一部	令和3年11月25日
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地	港南区笹下五丁目の一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	港北区岸根町、小机町及び篠原町の各一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区白根六丁目及び南本宿町の各一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	戸塚区俣野町の一部 泉区和泉町、上飯田町及び下飯田町の各一部	
横浜市環境創造局栄第一水再生センター	栄区小菅ヶ谷二丁目5番1号	栄区小菅ヶ谷二丁目の一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区長沼町82番地	戸塚区上柏尾町及び上倉田町の各一部 泉区岡津町の一部	

横 浜 市 告 示 第 635 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 102 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 令 和 3 年 12 月 1 日 か ら 施 行 す る。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 4 項 第 1 号 ア の 表 中

「

同 7 号 線	同	1,198	19
---------	---	-------	----

」

を

「

同 7 号 線	同	1,381	19
---------	---	-------	----

」

に 改 め る。

公 告

横 浜 市 公 告 第 705 号 (令 和 3 年 11 月 10 日 掲 示 済)

行 政 不 服 審 査 法 に 基 づ く 公 示 送 達

行 政 不 服 審 査 法 (平 成 26 年 法 律 第 68 号) 第 51 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 次 の と お り 公 示 送 達 す る。

令 和 3 年 11 月 10 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 送 達 を 受 け る べ き 者 の 住 所 及 び 氏 名

旧 千 葉 県 成 田 市 寺 台 551 番 地 102 号

新 所 在 不 明

審 査 請 求 人 須 合 美 栄 子

2 公 示 事 項

令 和 3 年 8 月 4 日 を も っ て 提 起 の あ っ た 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 159 条 の 規 定 に 基 づ く 生 活 保 護 費 戻 入 金 に 係 る 審 査 請 求 に つ い て、 横 浜 市 長 は 令 和 3 年 10 月 28 日 に 裁 決 を し た が、 当 該 裁 決 書 の 謄 本 は 横 浜 市 長 に お い て 保 管 し て お り、 い つ で も こ れ を 交 付 す る こ と か ら 審 査 請 求 人 は 出 頭 の 上 受 領 さ れ た い

。

横 浜 市 公 告 第 706 号 (令 和 3 年 11 月 22 日 掲 示 済)

大 分 都 市 計 画 事 業 横 尾 土 地 区 画 整 理 事 業 の 施 行 に 係 る 換
地 処 分 通 知 の 内 容 の 掲 示

大 分 都 市 計 画 事 業 横 尾 土 地 区 画 整 理 事 業 の 施 行 に 係 る 土 地 区 画 整
理 法 (昭 和 29 年 法 律 第 119 号) 第 103 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 換 地
処 分 通 知 の う ち 、 そ の 書 類 を 送 付 す べ き 場 所 を 確 知 す る こ と が で き
な い も の の 内 容 が 掲 示 さ れ て い る 旨 を 次 の と お り 公 告 す る 。

令 和 3 年 11 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 被 通 知 者 の 氏 名 及 び 住 所

村 谷 隆 徳

鶴 見 区 下 末 吉 六 丁 目 16 番 6 - 303 号

2 掲 示 場 所

大 分 県 大 分 市 横 尾 東 町 1 丁 目 24 番 18 号 下 組 公 民 館 に あ る 掲 示
板

3 掲 示 期 間

令 和 3 年 11 月 22 日 か ら 令 和 3 年 12 月 2 日 ま で

横浜市公告第 707 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

磯子再開発ビル

磯子区磯子三丁目4番23号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

有限会社浜田不動産

代表取締役 浜田 登志男

磯子区磯子三丁目4番23号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,749 m ²	2,980 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 272 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 96 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 32 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 62 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり

	り 面積 102.78 m ²	り 面積 119.29 m ²
廃棄物等の保管施設 の位置及び容量	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 容量 4.9 m ³	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 容量 16.54 m ³
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻及 び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 （年間60 日午後10 時）	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時 30分
来客が駐車場を利 用することができ る時間帯	午前9時30分から午 後9時30分まで（年 間60日午後10時15分 まで）	午前7時30分から午 後11時まで
駐車場の自動車 の出入口の数及び位 置	数 入口1か所、出 口1か所 位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	数 入口1か所、出 口1か所 位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり
荷捌き施設におい て荷さばきを行 うことができる時間 帯	午前8時から午後8 時まで	午前6時から午後11 時まで

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和4年7月9日

(5) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗におい て小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代 表者の氏名	未定

2 届出年月日

令和3年11月8日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 708 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン綱島

港北区樽町三丁目 1,029 番 1 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 西野敏哉

東京都港区芝浦1丁目2番3号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕 彰 東京都港区芝浦1丁目2番3号	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏 哉 東京都港区芝浦1丁目2番3号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社三和 代表取締役 小山 克 己 東京都町田市森野5丁目18番2号 ほか3者	株式会社三和 代表取締役 小山 真 東京都町田市金森4丁目1番2号 ほか2者

(4) 変更の年月日

令和2年4月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和3年10月29日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 709 号

計 画 段 階 配 慮 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 8 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 関 内 駅 前 港 町 地 区 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業 に 係 る 計 画 段 階 配 慮 書 （ 以 下 「 配 慮 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

配 慮 書 に つ い て 環 境 の 保 全 に 関 す る 情 報 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 環 境 情 報 を 記 載 し た 書 面 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

関 内 駅 前 港 町 地 区 市 街 地 再 開 発 準 備 組 合
理 事 長 田 原 仁

中 区 真 砂 町 2 丁 目 12 番 地

2 事 業 の 名 称

（ 仮 称 ） 関 内 駅 前 港 町 地 区 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業

3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域

中 区 尾 上 町 2 丁 目 、 真 砂 町 2 丁 目 、 港 町 2 丁 目

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課

中 区 日 本 大 通 35 番 地

横 浜 市 中 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

5 縦 覧 期 間

令 和 3 年 11 月 25 日 か ら 令 和 3 年 12 月 9 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 710 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 恵 比 須 町 2 番 の 1 の 一 部 及 び 2 番 の 15
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 711 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
30 年 9 月 横 浜 市 公 告 第 662 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 金 井 町 字 亀 ノ 甲 山 655 番 及 び 字 島 畑 527 番 の 1 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物、鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 712 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
2 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 36 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解
除 す る。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 金 井 町 字 島 畑 527 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 713 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
2 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 37 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解
除 す る。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 金 井 町 字 島 畑 527 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 714 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地

港 北 区 師 岡 町 字 沼 上 耕 地 800 番 の 1 、 800 番 の 6 、 800 番 の 9
、 800 番 の 11 、 800 番 の 13 、 800 番 の 14 、 821 番 の 2 、 821 番 の
4 、 821 番 の 5 、 821 番 の 9 から 821 番 の 12 ま で 、 821 番 の 17 、
821 番 の 19 の 各 一 部

2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類

ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 715 号

農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 策 定

農 業 經 営 基 盤 強 化 促 進 法 (昭 和 55 年 法 律 第 65 号) 第 18 条 第 1 項 の
規 定 に 基 づ き 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 定 め た の で 、 当 該 農 用 地 利 用 集
積 計 画 を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

2 縦 覧 期 間

令 和 3 年 11 月 25 日 から 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に 定 め ら れ た 利
用 権 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間 満 了 の 日 ま で 備 え 置 く こ と と す る 。

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 から 午 後 5 時 ま で

横浜市公告第 716 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
富岡西七丁目公園	金沢区富岡西七丁目41番	別図のとおり 991 m ²	立入禁止	令和3年12月7日から令和4年3月31日まで
汲沢細田公園	戸塚区汲沢町 1,087 番の3	別図のとおり 1,616 m ²	立入禁止	令和3年11月29日から令和4年3月31日まで

別図（省略）

横浜市公告第 717 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和3年 10月8日	30556	株式会社藤 美住設	(新) 西 山 美 智 男	藤 沢 市 西 俣 野 230 番 地 の 3
			(旧) 西 山 陽 子	
令和3年 10月15日	11707	有限会社イ ンテグラル	小 澤 節 子	(新) 相 模 原 市 中 央 区 中 央 3 丁 目 14 番 7 号
				(旧) 相 模 原 市 中 央 区 相 模 原 5 丁 目 11 番 6 号
令和3年 10月8日	00135	都 市 拡 業 株 式 会 社	(新) 田 尻 晴 也	南 区 三 春 台 25 番 地
			(旧) 田 尻 恵 保	

横 浜 市 公 告 第 718 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 効 力 の 停 止 の 解 除

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 効 力 の 停 止 を 解 除 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	解 除 年 月 日
11601	有 限 会 社 岩 野 設 備	泉 区 和 泉 町 1, 445 番 地 の 1	令 和 3 年 11 月 10 日

横浜市公告第 719 号

建築基準法に基づく道路の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を、次のとおり指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

道路の番号 及び路線名	指定年月 日	道路の幅 員	道路の延 長	指定の場所		備考
				起点	終点	
12－2号線	令和3年 11月25日	m 12.0	m 約 123.2	東神奈 川一丁 目	東神奈 川一丁 目	－
6－1号線	令和3年 11月25日	m 6.0	m 約 56.5	東神奈 川一丁 目	東神奈 川二丁 目	－
6－2号線	令和3年 11月25日	m 6.0	m 約 59.3	東神奈 川一丁 目	東神奈 川一丁 目	－

横 浜 市 公 告 第 720 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、岡津地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法
第 71 条 の 規 定 に 基 づ き 関 係 人 の 縦 覧 に 供 す る と と も に、同法第 72 条
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 を 行 う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ たい 者 は、縦覧
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な
け れ ば な ら ない。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間
令 和 3 年 11 月 25 日 か ら 令 和 3 年 12 月 22 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日
令 和 4 年 1 月 11 日 午 後 3 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所
泉 区 和 泉 中 央 北 5 丁 目 1 番 1 号
横 浜 市 泉 区 役 所 4 階 4 D 会 議 室

横 浜 市 公 告 第 721 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 4 月 23 日 第 2021 開 601 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 丁 目 26 番 2 号
野 村 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 松 尾 大 作
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 笹 下 四 丁 目 3,408 番 の 1 、 3,408 番 の 3 の 一 部 、 3,408
番 の 4 の 一 部 、 3,408 番 の 33 、 3,408 番 の 34 の 一 部 、 4,747 番 の
2 の 一 部 、 4,782 番 の 2 の 一 部 、 4,782 番 の 3 、 4,782 番 の 13 の
一 部 及 び 4,782 番 の 14 か ら 4,782 番 の 16 ま で

横 浜 市 公 告 第 722 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 6 月 28 日 第 2021 開 706 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
保 土 ヶ 谷 区 峰 沢 町 73 番 地
藤 巻 勝 美
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 峰 沢 町 142 番 の 5 、 142 番 の 6 、 144 番 の 2 、 144
番 の 3 、 145 番 の 1 の 一 部 、 145 番 の 2 、 146 番 の 1 の 一 部 、 14
6 番 の 3 及 び 151 番 の 8 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 723 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 7 月 9 日 第 2021 開 1707 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 23 番 の 14 、 23 番 の 15 、 23 番 の 30 及 び 23 番 の

横 浜 市 公 告 第 724 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 8 月 26 日 第 2021 開 1406 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 東 野 148 番 の 1 か ら 148 番 の 3 ま で

横 浜 市 公 告 第 725 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 11 ・ 7 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 11 月 11 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
14.40 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 下 田 町 一 丁 目 671 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉

横 浜 市 公 告 第 726 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 11 ・ 8 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 11 月 11 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.89 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 大 倉 山 四 丁 目 1,472 番 の 9 、 1,480 番 の 1 、 1,480 番 の
7 及 び 1,483 番 の 6
- 6 申 請 者 の 氏 名
森 忠 雄
関 口 和 廣

横 浜 市 公 告 第 727 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 31 ・ 65 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 11 月 11 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
52.10 m
- 5 廃 止 の 場 所
緑 区 長 津 田 み な み 台 一 丁 目 23 番 の 3 地 先 か ら 3,172 番 の 4 地 先
ま で

横 浜 市 公 告 第 728 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 43 ・ 22 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 11 月 11 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
118.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
栄 区 元 大 橋 一 丁 目 1,028 番 の 42 地 先 か ら 1,028 番 の 59 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 729 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 33 ・ 140 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 10 月 28 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
29.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
泉 区 中 田 西 四 丁 目 139 番 の 9 地 先 か ら 140 番 の 22 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 730 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 11 月 11 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

16.31 m

4 廃 止 の 場 所

戸 塚 区 上 倉 田 町 120 番 の 5 、 121 番 及 び 122 番 の 1 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 731 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 11 月 8 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
7.71 m
- 4 廃 止 の 場 所
戸 塚 区 下 倉 田 町 793 番 の 2 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 732 号

地 域 ま ち づ くり 組 織 の 認 定

横 浜 市 地 域 ま ち づ くり 推 進 条 例 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 4 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 地 域 ま ち づ くり 組 織 を 認 定 し た 。 そ の 認 定 に 係 る 書 類 は 、 横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ くり 部 地 域 ま ち づ くり 課 に お い て 一 般 の 閲 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 市 民 等 の 団 体 の 名 称
藤 和 フ レ ッ シ ュ タ ウ ン 希 望 ヶ 丘 1 街 区 ま ち づ くり 会
- 2 市 民 等 の 団 体 の 所 在 地
旭 区 今 宿 町

横 浜 市 公 告 第 733 号

地 域 ま ち づ く り ル ー ル の 認 定 及 び 建 築 等 の 範 囲

横 浜 市 地 域 ま ち づ く り 推 進 条 例 (平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 4 号) 第 12 条 第 1 項 の 規 定 及 び 横 浜 市 地 域 ま ち づ く り 推 進 条 例 施 行 規 則 (平 成 17 年 9 月 横 浜 市 規 則 第 113 号) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 地 域 ま ち づ く り ル ー ル を 認 定 し 、 及 び 建 築 等 行 為 届 出 を 要 す る 地 域 ま ち づ く り ル ー ル に 係 る 建 築 等 の 範 囲 を 定 め た 。 そ の 認 定 に 係 る 書 類 は 、 横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ く り 部 地 域 ま ち づ く り 課 に お い て 一 般 の 閲 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 地 域 ま ち づ く り ル ー ル の 名 称
藤 和 フ レ ッ シ ュ タ ウ ン 希 望 ケ 丘 1 街 区 ま ち づ く り 指 針
- 2 地 域 ま ち づ く り 組 織
藤 和 フ レ ッ シ ュ タ ウ ン 希 望 ケ 丘 1 街 区 ま ち づ く り 会
- 3 建 築 等 行 為 届 出 を 要 す る 地 域 ま ち づ く り ル ー ル に 係 る 建 築 等 の 範 囲
 - (1) 建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 2 条 第 13 号 に 規 定 す る 建 築
 - (2) 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 4 条 第 12 項 に 規 定 す る 開 発 行 為 、 宅 地 造 成 等 規 制 法 (昭 和 36 年 法 律 第 191 号) 第 2 条 第 2 号 に 規 定 す る 宅 地 造 成 そ の 他 の 土 地 の 区 画 形 質 の 変 更
 - (3) 工 作 物 (建 築 基 準 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 建 築 物 (以 下 「 建 築 物 」 と い う 。) を 除 く 。 以 下 同 じ 。) の 建 設 及 び 設 置
 - (4) 建 築 物 又 は 工 作 物 の 外 観 の 変 更
 - (5) 土 地 又 は 建 築 物 の 用 途 の 変 更

横 浜 市 公 告 第 734 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可
都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年11月25日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組合の名称
横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成29年10月25日から令和8年3月31日まで
- 3 施行地区
神奈川区鶴屋町1丁目41番から45番まで
- 4 事務所の所在地
西区南幸二丁目1番22号
- 5 設立認可の年月日
平成29年10月25日
- 6 定款及び事業計画変更の認可年月日
令和3年11月25日

横 浜 市 公 告 第 735 号

横 浜 駅 きた 西 口 鶴 屋 地 区 市 街 地 再 開 発 組 合 の 定 款 及 び 事
業 計 画 の 変 更 認 可 に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

都 市 再 開 発 法 （ 昭 和 44 年 法 律 第 38 号 ） 第 38 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 横 浜 駅 きた 西 口 鶴 屋 地 区 市 街
地 再 開 発 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 に つ い て 変 更 認 可 の 公 告 を し た の
で 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 都 心 再 生 部 横 浜 駅 ・ み な と み ら い 推 進 課

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で （ た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ） に 規 定 す
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 か ら 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 ）

交通局

横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和3年11月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

交通局規程第18号

横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程

横浜市交通局会計規程（平成26年3月交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「3万円」を「20万円」に改める。

第11条の見出し中「出納取扱店等」を「出納取扱店及び収納取扱店」に改める。

第17条中「、日付を追ってつづり込み」を削る。

第25条に次のただし書を加える。

ただし、電算処理による納入通知書等は、この限りでない。

第29条第3項中「金銭領収の翌日」を「出納取扱店及び収納取扱店の収納日」に改める。

第44条第2項第2号中「及び通信運搬費」を「、通信運搬費及び賃借料」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 社会保険料

第46条第1項中「請求書には、次の各号に掲げる区分による要件を記載し、かつ、計算の基礎を明らかにした内訳書を添付しなければならない。」を「請求書の内訳については、次の各号に掲げる区分によって必要な内容を記載させなければならない。」に改め、同条第3項を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条第1項に次の1項を加える。

支出回議書を発行しようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した請求書を添付しなければならない。

- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権を証すべき事実
- (2) 債権者の住所、氏名及び押印
- (3) 債権者が職員の場合は、所属、職、氏名及び押印
- (4) 請求年月日

第57条第1項第17号中「水道料金（下水道使用料を含む。）」の次に「、賃借料」を加える。

第58条に次のただし書を加える。

ただし、前渡金を直ちに全額支払う場合については、前渡金受払簿の記載を省略することができる。

第59条第1項第2号中「翌月7日（小額物品購入経費に係る前渡金については翌月10日）」を「翌月10日」に改め、同項第4号中「7日以内」を「10日以内」に改める。

第61条中「及び第20号」を「、第20号及び第22号」に改める。

第64条第1項中「7日以内」を「10日以内」に改める。

第85条中「即日」を「速やかに」に改める。

第88条を次のように改める。

第88条 削除

第90条中「、通帳の提出」を削る。

第99条中第3項中「請求書に物品受入検収印（第36号様式）を押印し、検算及び審査を行わなければならない。」を「支出回議書（第1号様式）に物品受入れの記録をしなければならない。」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第45条)

金銭企業 出納員	契約会計 管理係長	審査	受付	課長	係長	課員	起票

支出回議書

No. _____

摘要							
契約種別		発行年月日					
支出番号		支出回議番号					
支出区分		入力区分					
支払額		伝票番号					
年度		主管課					
予算区分		課税区分		税率	%		
予算科目	款 項 目 節						
	細 節 付 記						
勘定科目	借 方		貸 方				
	款 項 目 節 細 節 付 記		款 項 目 節 細 節 付 記				
債 権 者	所在地 〒						
	名称						
支払方法		金融機関名 店 舗 名 預 金 種 別 口 座 名 義					
振込先口座		口座番号					
明細件数		件					
集合区分		口座番号					
支払予定年月日		支払年月日					
備考: 支出回議書 _____ 号と関連							
※物品を受け入れたとき、主管課長印は 物品(分任)企業出納員による物品受入れの記録を兼ねる。							

(A4)

第35号様式の1を次のように改める。

第35号様式の1(第44条第4項)

課長	係長	起	票

物品購入等契約通知書

このことについて次のとおり契約を締結してよろしいか。(同)

会計

契約番号

起案年月日		入力区分	
契約年月日		年 度	
主管課			
件名			
特記事項			
予算科目	款	項目	節 細節 付記
	款	項目	節 細節 付記
予算区分		課税区分	税率 %
納入場所		明細件数	件
納入期限	年 月 日	支払態様	
契約の相手方	所在地 〒 名称 TEL		

支出番号			
品名			
規格			
数	量	単 位	契約単価() 契約金額
			円 円

税前合計契約金額	円		
合計予定金額	円	予 算 残 額	円
合計契約金額	円	予 定 額 と 契 約 額 の 差	円

(A4)

第36号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、この規程による改正前の横浜市交通局会計規程の規定によりなされた手続その他の行為は、別に定めのない限り、この規程による改正後の横浜市交通局会計規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の横浜市交通局会計規程第1号様式及び第35号様式の1により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

教育委員会

横浜市教育委員会告示第31号

公印の改刻及び廃止


次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和3年11月25日


横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立荏田東第一小学校長印	令和3年11月25日	 (方21ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立荏田東第一小学校長印	令和3年11月25日	 (方21ミリメートル)

区選挙管理委員会

南区選挙管理委員会告示第27号

委員の氏名

令和3年11月10日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和3年11月25日

横浜市南区選挙管理委員会
委員長 岩田 充治

岩田 充治
田口 美之
土田 良伸
豊田 猛

港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 27 号

委 員 の 氏 名

令 和 3 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 吉 田 義 穂

吉	田	義	穂
齋	藤	史	明
佐	藤	彰	彦
高	木	史	朗

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 27 号

委 員 の 氏 名

令 和 3 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 田 村 眞 佐 子

濱	崎	政	江
田	村	眞	佐
相	原	信	治
金	子	久	夫

旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 27 号

委 員 の 氏 名

令 和 3 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 小 林 薫

小	林	薫
小	林	誠
遠	藤	之 子
篠	崎	啓 史

瀬 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 27 号

委 員 の 氏 名

令 和 3 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 瀬 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 諸 橋 政 治

諸	橋	政	治
小	林	清	春
末	岡	博	文
松	下		登

南区選挙管理委員会告示第28号

委員長等の氏名

令和3年11月10日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和3年11月25日

横浜市南区選挙管理委員会
委員長 岩田 充治

委員長

岩田 充治

委員長職務代理者

豊田 猛

港南区選挙管理委員会告示第28号

委員長等の氏名

令和3年11月10日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和3年11月25日

横浜市港南区選挙管理委員会
委員長 吉田 義穂

委員長

吉田 義穂

委員長職務代理者

齋藤 史明

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 28 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 3 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 田 村 眞 佐 子

委 員 長

田 村 眞 佐 子

委 員 長 職 務 代 理 者

濱 崎 政 江

旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 28 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 3 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 11 月 25 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 林 薫

委 員 長

小 林 薫

委 員 長 職 務 代 理 者

小 林 誠

瀬谷区選挙管理委員会告示第28号

委員長等の氏名

令和3年11月10日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和3年11月25日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会
委員長 諸橋政治

委員長

諸橋政治

委員長職務代理者

小林清春

正誤

令和3年定期第69号67ページ17行目から18行目まで「第11号」は「第10号」の、「第12号」は「第11号」の、「第13号」は「第12号」の誤り。

令和3年定期第69号67ページ19行目「(14)」は「(13)」の誤り。

令和3年定期第69号67ページ26行目から27行目まで「第15号」は「第14号」の、「第16号」は「第15号」の、「1号」は「2号」の誤り。